

○平成二十六年農林水産省告示第八百六十七号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条の規定に基づく農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限）
（平成二十六年七月一日）
（農林水産省告示第八百六十七号）

改正 平成二七年 五月二八日農林水産省告示第二三七〇号
同 二八年一二月二八日同 第二五七五号
同 二九年一二月一八日同 第二一一四号
令和 元年一二月一二日同 第二六二二号
同 二年一二月一六日同 第二二二六号
同 三年 一月一二日同 第六三三号
同 五年 五月二六日同 第六一六号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第五十六条の二（同令第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十五年七月一日農林水産省告示第二千九十四号（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十六条の二（同令第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する

る制限を定める件）の全部を次のように改正する。

漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条の農林水産大臣が別に定めて告示するかつお・まぐろ漁業に係る海域及び漁具に関する制限は、次の表のとおりとする。

海域		漁具に関する制限
第一 西部 及び 中部 太平洋 洋に おけ る高 度回 遊性 魚類 資源	1 全海 域	一 次に掲げるいずれかの要件を満たさなければならない。 イ ワイヤー製の枝縄又ははりすを所持しないこと。 ロ 浮玉又は浮縄と枝縄とを接続しないこと。 二 隣接する浮玉間の ^{はり} 鉤の数が五以下である場合には、次に掲げる漁具のうちいずれかの漁具を使用しなければならない。 イ ^{はり} ねむり ^{はり} 鉤 ロ イ以外の ^{はり} 鉤（ただし、 ^{はり} 鉤に付ける餌は魚に限る。） 三 前号イに掲げる漁具は、その形状が円形又は楕円形の漁具であつて、 ^{はり} 鉤先が ^{はり} 鉤軸に対し

の保 存及 び管 理に 関す る条 約第 三条 1に 規定 する 海域		
	2 北緯 二十三 度以北 の海域	て垂直であり、ひねりが十度以下であるものを使用しなければならない。 一 漁船の全長が二十四メートル以上の場合 は、次のイからホまでに掲げる漁具に関する措置のうち二以上の種類の措置を講じ、かつ、 イから二までに掲げる漁具に関する措置のうち一以上の種類の措置を講じなければならない。ただし、イ若しくはホに掲げる措置を講じる場合又はハに規定する漁具を幹縄を中心として両側に設置する場合は、二種類の措置を講じたものとみなす。 イ 舷側吹流し装置及び加重枝縄の使用を伴う舷側投縄の実施 ロ 夜間投縄の実施 ハ 吹流し装置（標準型）又は吹流し装置（軽量型）の使用 ニ 加重枝縄の使用 ホ 鈎^{はり}覆い装置の使用

へ ト チ		
	二 漁船の全長が二十四メートル未満の場合 は、前号イからホまでに掲げる漁具に関する措置のうち一以上の種類の措置を講じなければならない。	へ 青色染色餌の使用 ト 投縄機の使用 チ 残さ排出管理の実施
三 第一号に掲げる措置は、それぞれ次のイからリまでに掲げる措置ごとに当該イからリまでに定める方法により講じなければならない。		イ 舷側吹流し装置及び加重枝縄の使用を伴う舷側投縄の実施 次に掲げる方法 (1) 幹縄投入は、船尾から一メートル以上離れた舷側から実施すること。 (2) 海鳥類が目視可能な範囲に飛来している場合は、鈎^{はり}が水面下に沈降するよう に幹縄をたるませること。

	船尾において、吹流しの先端を海面から五メートル以上の位置に保持した上で、鉤^{はり}が沈む水域の上空に掲揚されるように取り付けること。 (2) 漁船の全長が二十四メートル以上の場合、おどしの取付間隔は、一メートル以内とし、長さ三十センチメートル以上のものを取り付けること。 ホ 加重枝縄の使用 次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの方式により鉤^{おもり}が取り付けられており、これらの方式の内容が、当該(1)から(4)までに定める要件を満たすこと。 (1) 鉤^{はり}から〇・五メートル以内に鉤^{おもり}を一つ取り付ける方式 鉤^{おもり}の重量が四十グラム以上であること。 (2) 鉤^{はり}から一メートル以内に鉤^{おもり}を取り付ける方式 鉤^{おもり}の重量の合計が四十五
	グラム以上であること。 (3) 鉤^{はり}から三・五メートル以内に鉤^{おもり}を取り付ける方式 鉤^{おもり}の重量の合計が六十グラム以上であること。 (4) 鉤^{はり}から四メートル以内に鉤^{おもり}を取り付ける方式 鉤^{おもり}の重量の合計が九十八グラム以上であること。 へ 鉤^{はり}覆い装置の使用 (1) 鉤^{はり}が水深十メートルまで沈降するまでの間又は鉤^{はり}を投入してから十分間が経過するまでの間、鉤^{はり}先及び返しを収納する構造を有するものを使用すること。 (2) 次の(i)から(iv)までに掲げるいずれかの方式により取り付けられており、これらの方式の内容が、当該(i)から(iv)までに定める要件を満たすものであること。 (i) 鉤^{はり}から〇・五メートル以内に鉤^{はり}覆

	い装置を取り付ける方式 鈎覆い装置の重量が四十グラム以上であること。
	(ii) 鈎から一メートル以内に鈎覆い装置を取り付ける方式 鈎覆い装置の重量が四十五グラム以上であること。
	(iii) 鈎から三・五メートル以内に鈎覆い装置を取り付ける方式 鈎覆い装置の重量が六十グラム以上であること。
	(iv) 鈎から四メートル以内に鈎覆い装置を取り付ける方式 鈎覆い装置の重量が九十八グラム以上であること。
	(3) 漁具からの滅失を防止するのに必要な構造を有するものを使用すること。
ト	青色染色餌の使用 食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号) 別表第一に掲げる食用青色一号で染色をすること。
チ	投縄機の使用 鈎が速やかに水深百メー

	トルまで沈降するように設定すること。 リ 残さ排出管理の実施 次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる方法 (1) 投縄又は揚縄中に残さ排出を行わないこと。 (2) 投縄又は揚縄を行う舷側の反対側の舷側から残さ排出を行うこと。
3 南緯二十五度以南、南緯三十度以北の海域	一 次のイからハまでに掲げる漁具に関する措置のうち一以上の種類の措置を講じなければならない。 イ 次の(1)又は(2)の区分に応じた吹流し装置の使用 (1) 漁船の全長が三十五メートル以上の場合 吹流し装置(標準型) (2) 漁船の全長が三十五メートル未満の場合 吹流し装置(軽量型) ロ 加重枝縄の使用 ハ 鈎覆い装置の使用

	ニ 前号イに掲げる措置は、それぞれ次のイ又はロに掲げる措置ごとに当該イ又はロに定める方法により講じなければならない。 イ 吹流し装置（標準型）の使用 次に掲げる方法 （１） 枝縄が水中に沈む地点の風上側の船尾において、吹流しの先端を海面から七メートル以上の位置に保持した上で、水面上にある吹流しの長さが百メートル以上となるように取り付けること。 （２） 吹流しの長さを二百メートル以上とすること。 （３） おどしは、はつきりとした明るい色とすることとし、標準型おどし及び軽量型おどしの両方を取り付けること。 （４） 標準型おどしは、サルカンを使用して取り付けること。 （５） 標準型おどしの取付間隔は、五メ
	メートル以内とし、一組ずつ取り付けること。 （６） 標準型おどしは、先端が水面に触れる程度の長さとする。 （７） 軽量型おどしの長さを一メートル以上とすること。 （８） 軽量型おどしの取付間隔は、一メートル以内とし、一組ずつ取り付けること。 （９） 二本の吹流し装置（標準型）を使用する場合は、幹縄を中心として両側に設置すること。 ロ 吹流し装置（軽量型）の使用 次に掲げる方法 （１） 枝縄が水中に沈む地点の風上側の船尾において、吹流しの先端を海面から六メートル以上の位置に保持できるようにした上で、水面上にある吹流しの長さ

	が七十五メートル以上となるように取り付けること。 (2) 吹流しは、十分な水の抵抗力が発生するよう、その一部が水中に沈むよう取り付けること。 (3) おどしは、はっきりとした明るい色とすることとし、標準型おどし又は軽量型おどしのいずれかを取り付けること。 (4) 標準型おどしは、絡み合いを防ぐため適切な方法で取り付けること。 (5) 標準型おどしは、先端が水面に触れる程度の長さとすること。ただし、吹流しの先端から十五メートル以内に取り付けたおどしの絡み合いを防ぐために必要な場合は、この限りでない。 (6) 標準型おどしは一組ずつ取り付けるものとし、その取付間隔は、吹流しの
--	---

	先端から七十五メートル以内においては五メートル以内とすること。 (7) 軽量型おどしの長さを一メートル以上とすること。 (8) 軽量型おどしの取付間隔は、一メートル以内とし、一組ずつ取り付けること。 (9) 二本の吹流し装置（軽量型）を使用する場合は、幹縄を中心として両側に設置すること。 三 前項第三号ホの規定は第一号ロに掲げる措置について、前項第三号への規定は第一号へに掲げる措置について、それぞれ準用する。
4 南緯三十度以南の海域	一 次のイからニまでに掲げる漁具に関する措置のうち二以上の種類の措置を講じなければならない。 イ 夜間投縄の実施 ロ 次の(1)又は(2)の区分に応じた吹

第二千九百四十九年の	1 全海域	隣接する浮玉間の鈎(はり)の数が十二以下であつて、枝縄間の距離が四十メートル未満であり、かつ、枝縄の長さが二十メートル未満である場合には、次に掲げる漁具のうちいずれかの漁具を使用しなければならない。
		流し装置の使用 (1) 漁船の全長が三十五メートル以上の場合 吹流し装置 (標準型) (2) 漁船の全長が三十五メートル未満の場合 吹流し装置 (軽量型) ハ 加重枝縄の使用 ニ 鈎覆^{はり}い装置の使用 一 第二項第三号ホの規定は前号ハに掲げる措置について、第二項第三号ヘの規定は前号ニに掲げる措置について、前項第二号イの規定は前号ロ(1)に定める漁具の使用について、前項第二号ロの規定は前号ロ(2)に定める漁具の使用について、それぞれ準用する。

アメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によつて設置され、た全米熱帯ま	2 北緯二十三度以北の海域(メキシコの排他的経済水域を除く。)及び南	イ ねむり鈎(はり) ロ イ以外の鈎(はり) (ただし、鈎(はり)に付ける餌は魚に限る。) ニ 前号イに掲げる漁具は、その形状が円形又は楕円形であつて鈎^{はり}先が鈎^{はり}軸に対して垂直であり、ひねりが十度以下であるものを使用しなければならない。 一 次のイからチまでに掲げる漁具に関する措置のうち二以上の種類の措置を講じ、かつ、イからニまでに掲げる漁具に関する措置のうち一以上の種類の措置を講じなければならない。ただし、イに掲げる措置を講じる場合又はハに定める漁具を幹縄を中心として両側に設置する場合は、二種類の措置を講じたものとみなす。 イ 舷側吹流し装置及び加重枝縄の使用を伴う舷側投縄の実施 ロ 夜間投縄の実施
アマリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によつて設置され、た全米熱帯ま		

		付ける方式 錘^{おもり}の重量の合計が四十五グラムを超え六十グラム未満であること。 (2) 鉤^{はり}から三・五メートル以内に錘^{おもり}を取り付ける方式 錘^{おもり}の重量の合計が六十グラムを超え九十八グラム未満であること。 (3) 鉤^{はり}から四メートル以内に錘^{おもり}を取り付ける方式 錘^{おもり}の重量の合計が九十八グラムを超えること。 へ 青色染色餌の使用 食品衛生法施行規則別表第一に掲げる食用青色一号で染色をすること。 ト 残さ排出管理の実施 次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる方法 (1) 投縄又は揚縄中に残さ排出を行わないこと。 (2) 投縄又は揚縄を行う舷側の反対側
--	--	---

		の舷側から残さ排出を行うこと。
		三 浮玉又は浮縄と枝縄とを接続してはならない。
第三 インド洋 まぐろ類委員会 の設置に関する協定第二 条に規定する 海域のうち、東 経百四十一度 以西、南緯二十 五度以南の海 域	一 次のイからハまでに掲げる漁具に関する措置のうち二以上の種類の措置を講じなければならない。	イ 夜間投縄の実施 ロ 吹流し装置の使用 ハ 加重枝縄の使用
	二 前号に掲げる措置については、それぞれ次のイからハまでに掲げる措置ごとに当該イからハまでに定める方法により講じなければならない。	イ 夜間投縄の実施 次に掲げる方法 (一) 天測暦による当該海域の日出から日没までの間は、投縄を行わないこと。 (二) 船上の照明は、操業及び航海の安全を考慮した上で最小限のものとすること。

	と。
ロ	吹流し装置の使用 次に掲げる方法
(1)	水面上にある吹流しの長さを百メートル以上とすること。
(2)	吹流しは、細く丈夫なもので、赤色、橙色又は黄色のはっきりとした色とすること。この場合、海鳥類の順応を防ぐ運動性を確保するため十分に軽く、かつ、風によるよれを防ぐための重量であること。
(3)	おどしは、赤色、橙色又は黄色のはっきりとした色とし、おどし効果のある運動性を確保するため、三叉サルカンを使用して取り付けること。この場合、おどしは、水面に到達する長さとするこ
(4)	と。
(4)	おどしの取付間隔は、五メートル以内とし、一組ずつ取り付けること。

(5)	吹流しは、竿先 ^{さき} に取り付け、できるだけ高い位置に確保し、餌 ^{えり} の付いた釣 ^{はり} が沈む水域上空を捕捉できるようにすること。
(6)	予備の吹流し装置を保持すること。
ハ	加重枝縄の使用 次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの方式により鍾 ^{おもり} が取り付けられており、これらの方式の内容が、当該(1)から(3)までに定める要件を満たすものであること。
(1)	釣 ^{はり} から一メートル以内に鍾 ^{おもり} を取り付ける方式 鍾 ^{おもり} の重量の合計が四十五グラムを超えること。
(2)	釣 ^{はり} から三・五メートル以内に鍾 ^{おもり} を取り付ける方式 鍾 ^{おもり} の重量の合計が六十グラムを超えること。
(3)	釣 ^{はり} から四メートル以内に鍾 ^{おもり} を取り付ける方式 鍾 ^{おもり} の重量の合計が九十八

第四 大西 洋の まぐ ろ類 の保 存の ため の国 際条 約第 一条 に規 定す る海 域	1 南緯 二十度 以南、 南緯二 十五度 以北の 海域	グラムを超えること。
		一 吹流し装置を使用しなければならない。 二 前号に定める措置については、次のイから へまでに定める方法により講じなければなら ない。 イ 吹流しは、細く丈夫なもので、赤色、橙 色又は黄色のはっきりとした色とするこ と。この場合、海鳥類の順応を防ぐ運動性 を確保するため十分に軽く、かつ、風によ るよれを防ぐための重量であること。 ロ おどしは、赤色、橙色又は黄色のはつき りとした色とし、おどし効果のある運動性 を確保するため、三叉サルカンを使用して 取り付けること。 ハ おどしの取付間隔は、七メートル以内と し、一組ずつ取り付けること。 ニ 吹流しは、竿先^{さき}に取り付け、できるだけ 高い位置に確保し、餌の付いた^{はり}鉤が沈む水

2 南緯 二十五 度以南 の海域	城上空を捕捉できるようにすること。
	ホ 吹流しは、投縄前に取り付け、使用する こと。 ヘ 予備の吹流し装置を保持すること。
2 南緯 二十五 度以南 の海域	一 次のイからへまでに掲げる漁具に関する措 置のうち二以上の種類の措置を講じなければ ならない。 イ 夜間投縄の実施 ロ 吹流し装置の使用 ハ 加重枝縄の使用 ニ 前号に掲げる措置については、それぞれ次 のイからへまでに掲げる措置ごとに当該イか らへまでに定める方法により講じなければな らない。 イ 夜間投縄の実施 次に掲げる方法 (1) 天測暦による当該海域の日出から 日没までの間は、投縄を行わないこと。 (2) 船上の照明は、操業及び航海の安

全を考慮した上で最小限のものとするこ
と。

ロ 吹流し装置の使用 次に掲げる方法

(1) 水面上にある吹流しの長さを百メ
ートル以上とすること。

(2) 吹流しは、細く丈夫なもので、赤
色、橙色又は黄色のはっきりとした色と
すること。この場合、海鳥類の順応を防
ぐ運動性を確保するため十分に軽く、か
つ、風によるよれを防ぐための重量であ
ること。

(3) おどしは、赤色、橙色又は黄色の
はっきりとした色とし、おどし効果のあ
る運動性を確保するため、三叉サルカン
を使用して取り付けること。この場合、
おどしは、水面に到達する長さとするこ
と。

(4) おどしの取付間隔は、五メートル

以内とし、一組ずつ取り付けること。

(5) 吹流しは、竿先^{ちぶ}に取り付け、でき
るだけ高い位置に確保し、餌^{はり}の付いた鉤
が沈む水域上空を捕捉できるようにする
こと。

(6) 予備の吹流し装置を保持すること。

ハ 加重枝縄の使用 次の(1)から(3)
までに掲げるいずれかの方式により鍾^{おもり}が
取り付けられており、これらの方式の内容
が、当該(1)から(3)までに定める要
件を満たすものであること。

(1) 鉤^{はり}から一メートル以内に鍾^{おもり}を取り
付ける方式 鍾^{おもり}の重量の合計が四十五
グラムを超えること。

(2) 鉤^{はり}から三・五メートル以内に鍾^{おもり}を
取り付ける方式 鍾^{おもり}の重量の合計が六
十グラムを超えること。

(3) 鉤^{はり}から四メートル以内に鍾^{おもり}を取り

	3 北緯五十五度以南、南緯三十五度以北の海域（地中海を除く）	付ける方式 錘^{おもり}の重量の合計が九十八グラムを超えること。 一 隣接する浮玉間の鈎(はり)の数が十二以下であつて、枝縄間の距離が四十メートル未満であり、かつ、枝縄の長さが二十メートル未満である場合には、次に掲げる漁具のうちいずれかの漁具を使用しなければならない。 イ ねむり鈎(はり) ロ イ以外の鈎(はり)（ただし、鈎(はり)に付ける餌は魚に限る。） 二 前号イに掲げる漁具は、その形状が円形又は楕円形の漁具であつて、鈎^{はり}先が鈎^{はり}軸に対して垂直であり、ひねりが十度以下であるものを使用しなければならない。
--	--------------------------------	--

改正文 （平成二十七年五月二八日農林水産省告示第一二七〇号） 抄

平成二十七年七月一日から施行する。

改正文 （平成二八年一二月二八日農林水産省告示第二五七五号） 抄

平成二十九年一月一日から施行する。

改正文 （平成二九年一二月一八日農林水産省告示第二一一四号） 抄

平成三十年一月一日から施行する。

改正文 （令和元年一二月一二日農林水産省告示第一六一二二号） 抄

令和二年一月一日から施行する。

附 則 （令和二年一二月一六日農林水産省告示第二二二一六号） 抄

1 この告示は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十九年法律第九十五号）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

改正文 (令和三年一月一二日農林水産省告示第六三号)

抄

令和三年一月十二日から施行する。

改正文 (令和五年五月二六日農林水産省告示第六一六

号) 抄

令和五年六月二二日から施行する。